

平成 27 年 4 月 11 日
一般社団法人日本気象予報士会

第 1 回気象予報士 C P D 運営委員会議事録

日時 4 月 11 日 (土) 15 時 00 分～17 時 00 分
場所 九段上集会室 1 F 洋室 A (千代田区九段南 2-9-6)

出席者

田中 博 筑波大学 計算科学研究センター 教授
高田 吉治 株式会社応用気象エンジニアリング 代表取締役社長
酒井 重典 一般社団法人日本気象予報士会 代表理事会長
平松 信昭 一般社団法人日本気象予報士会 理事副会長
岩田 修 一般社団法人日本気象予報士会 専務理事幹事長
内山 常雄 一般社団法人日本気象予報士会 常務理事 C P D 担当幹事

議 事 次 第

1. 気象予報士会会長挨拶

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。気象予報士 C P D 制度は、本来なら昨年 4 月から試行しなければならないところ、大幅に遅れてしまい申し訳ありません。本年 2 月 15 日に気象予報士会会員に対して試行を始めたところです。本格運用を早めに行いたい。事務局は日本気象予報士会が務めさせていただきます。今日は運営委員会を立ち上げるための会合の位置づけで、私の方からご挨拶させていただきました。

2. 運営委員会委員長の選任

第 1 回運営委員会を開催するに先立ち、出席者から田中 博教授を委員長へ推薦する提案がなされ、満場一致で了承された。

3. 委員長あいさつ

気象予報士 C P D 制度の創設が検討され始めてから、早や 4 年が経過しました。これまで創設準備委員会から制度の立ち上げに努力されてきた皆様方に感謝します。いよいよ C P D 制度を実施する準備が整ったとのことで、ここに運営委員会を立ち上げることができました。

4. 気象予報士 C P D 制度試行の経過報告

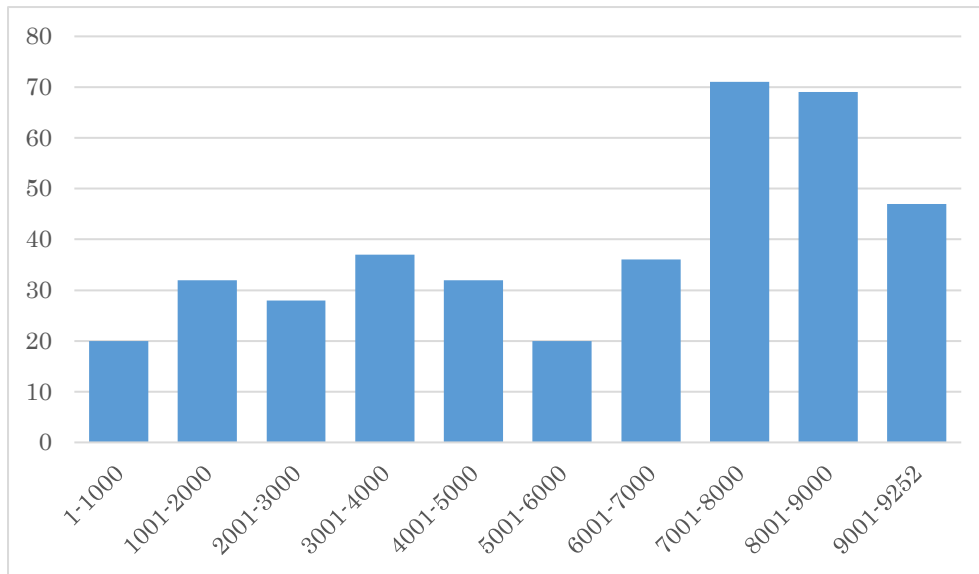
事務局から以下のとおり報告した。

日本気象予報士会では、本年 2 月 15 日から本会会員に対して C P D 制度を試行した。日本気象予報士会のホームページ左上にある C A M J ロゴをクリックすることでリンクされ

る会員情報管理ページからCPD管理プログラムを利用して、会員のCPDポイントが登録可能となっている。

4月8日現在で、392名の会員がCPD管理プログラムに登録している。

気象予報士登録番号別の登録状況を示す。



登録番号が7000番台以降の登録者が多く、近年の合格者がCPD制度に対する関心が高いものと考えられる。これは、最近の新規合格者に対する入会勧誘案内会においてCPD制度について説明していることの効果も考えられる。

現在、気象庁が開催した講習会等、日本気象予報士会の本部開催講習会、支部と有志活動団体の例会等の活動に対して、CPDポイントを付与しており、これらの講習会等に出席した会員は、簡単な操作によってCPDポイントを登録可能となっている。

防災プロジェクトやお天気フェア等の活動を行った会員は、自ら活動の詳細を入力してCPDポイントを登録することになっているが、これもあらかじめ登録しておいてほしいという要望があり、手軽な制度利用に対する希望が多いようだ。

5. 認定委員の選任

日本気象学会に認定委員の推薦依頼を行ったところ、3名の候補者の推薦を頂いた。この推薦結果に基づき、認定委員の選任を行った。決定した認定委員は以下のとおりである。

田中 博 筑波大学計算科学センター教授
三上 正男 一般財団法人 気象業務支援センター
川瀬 宏明 気象庁気象研究所 環境・応用敬称研究部研究官

6. 気象庁の要望事項

事務局から以下のとおり報告した。

CPD制度を試行して約1か月経過したところで、日本気象予報士会では気象庁に対して制度の概況説明を本年3月13日に行った。その席上、気象庁から以下のような要望が提出された。

(1) CPD実施会員に付与する名称について

てんきすと誌に掲載された制度の説明には、CPDポイントの必要基準を満たした気象予報士に対して、「CPD認定気象予報士」という名称を与えるとしているが、そのような名称は絶対に使用しないこと。

国家資格たる「気象予報士」はただ一つであり、その資格に上下があるような誤解を与える恐れがある、というのがその理由。

名称を認めるとして、気象予報士(CPD実施)あるいは気象予報士(CPD認定)が許容範囲とのこと

(2) 他の制度の名称を比較検討すること

技術士CPD制度など、他の制度でCPDのポイント基準を満たしている者に対して、どのような称号を与えているのかをよく比較検討し、大多数の制度に倣ってほしい

(3) 1年目の特別認定は行わないこと

てんきすと誌には、初年度は20ポイントでCPD認定を行うと書かれているが、3年で120ポイントの基準を守り、単年度での特別認定は行わないこと

(4) CPDポイントを積み重ねた気象予報士に対して、それなりの活躍の場を用意する努力をすること

制度を作ったからには、その制度を活用する努力もしてほしい。

(5) 試行後は、なるべく早期に本運用に移行し、その際は日本気象予報士会の会員以外のすべての気象予報士が制度を利用できるようにしてほしい

(6) 新任課長着任後速やかに制度の説明をお願いする

その際は、他の団体の制度との比較対照表をお願いする

7. 討議

(1) 田中委員長から、運営委員会の規約を定めるためにも、CPD認定を行った気象予報士の名称は、ここで決めておいた方がよいとの提案があり「気象予報士(CPD認定)」とすることに決定した。

(2) 高田委員から、気象業務支援センターの業務内容の中にCPDの項目がないが、本制度は業界内で手に手を取って進めたいとの言葉を頂いた。

(3) 高田委員から、気象予報士の活躍の場として、予報ばかりでなく農業防災、異常気象による農業被害の防止などの分野があるのではないかと。農業気象学会という学会で、その分野の研究を行っているとの紹介があった。

(4) 運営委員会の規約の文面の検討を行い、今回の検討結果をもとに規約を定めることを

確認した。

(5) 次回の運営委員会を本年7月から8月をめどに開催する予定であることを確認した。

(6) 運営委員と認定委員の委嘱状の準備、気象予報士会の会員以外がCPD管理プログラムを利用できるようにすること、気象予報士会のCPDポイント対象行事の会員以外への開放、参加者への受講証明書の発行等、本格運用までに行わなければならない必要作業を確認した。

以上